

◆ 第3回総会・第9回公開学習会 6月13日(土) 開催決定 ◆

平成27(2015)年6月13日(土)に、早稲田大学戸山キャンパスにおいて、第3回総会ならびに第9回公開学習会を開催いたします。広いご参加をお待ち申し上げます。

【第1部 年次総会】10時半開場、11時開始、12時終了予定

議事予定 1. 2014年度活動報告・会計報告 2. 2015年度活動計画案・予算案 3. 役員提案・改選 ほか
※会員の皆様には、5月中旬に、詳しいご案内(議事次第、出欠届兼委任状)をお送りする予定です

【第2部 公開学習会】12時40分開場、13時開始、17時終了予定)

会 場 早稲田大学文学学術院 33号館9階 905号室(地図参照) ※総会も、同会場にて開催

会 費 会員 700円 非会員 1,000円(学生 500円)

事前申込 不要 ※懇親会への参加を希望される方のみ、事前に事務局までご連絡ください(下記参照)

パネルディスカッション『学校安全のこれからを考える』

コーディネーター 喜多明人(早稲田大学教授・学校安全全国ネット代表)

学校事件・学校事故の「真相究明」と「再発防止」、そして「被災者救済」が適切に行われ、すべての子どもが安全に安心して学校生活を送ることができるためには、何が必要なのか。「子どもの安全」を守る「実践」を重ねている専門家を招き、幅広い角度から『学校安全のあり方』について議論します。

- 学校教育現場から
佐藤 剛彦 氏(元世田谷区小学校校長・現 特別支援教育センター)
- 福祉的支援の現場から
山田 恵子 氏(荒川区スクールソーシャルワーカー)
- 小児医療の現場から
山中 龍宏 氏(Safe Kids Japan理事長、小児科医)

* 懇親会 17時半開始予定(公開学習会終了後) 戸山キャンパス周辺のお店を予定。

会 費 3,000円 参加希望の方は、6月5日(金)までに、安全ネット事務局にご連絡ください

ホームページを刷新します

従前は無料でしたが、内容を充実させるために

有料ホームページに切り替えます。ご支援のカンパ、大歓迎!

安全ネットでは、学校事故・事件の真相究明と再発防止に重点を置いた活動を目指して、弁護士や医療従事者、学校関係者、カウンセラー、福祉関係者、保護者など、様々な立場の方々と連携しながら学習会を重ねています。

新しいホームページでは、学習会の詳しい報告のほか、そのときどき起きている児童生徒の事件・事故に関して会員や専門家からのご意見・ご感想等を載せるなど、積極的な発信を行ってまいります。

また、電話相談の充実も図ってまいります。アイデアがありましたら、ぜひともお知らせください!

相談したい方、勉強したい方、活動を応援して下さる方・仲間になって一緒に活動したい方など、子どもの安全について、考え・行動する皆様とのネットワーク作りのため、分かりやすい情報発信を行っていきたいと思います。

どうやって子どもの命を守る……？

子どものSOSをキャッチするのは難しい。子どもが安心して相談できるシステムは、大人に対する相談システムと違つからだ。例えば、「ながら相談」。食べながら、遊びながら、子どもたちが一番リラックスしている時に、信頼できる大人に悩みを伝えたりSOSを発信したりする。

不登校の子どもたちの居場所を作り、「ながら相談」で子ども自身が気付いていない悩みを見つけることについて、は、川崎市でも「子ども夢パーク」の実験が知られている。今回のことでは学校も担任も労

力をしてきたと思うが、なぜ防げなかつたのかを考えると、いくつかポイントがある。第一に、親が学校と手を組んで構渡しをどの程度していくべきかを見る必要がある。生活に余裕がないという事情はあつたのだろうが、学校が対応するためのSOSをキャッチするのが遅れた可能性がある。そういうわけ、むしろ困難な状況にある親を支える仕組みが必要だったといえよう。

第二に、被害者が非行傾向にある生徒グループに入つていたことがある。非行傾向のある生徒の不登校問題は、ある

がまた学校でも教育委員会でも手が着けられていない分野。かつてなら家庭訪問して1対1で指導することもできるが、子どもの生活基盤が大きく崩れているなかで、学校だけでは対応できない。

心理職、福祉職がいなくては対処できない問題が山積している。だからこそ、川崎市は2000年、全国に先駆けて子どもの権利に関する総合的な条例を制定したし、その後も各地で子ども権利条例や救済制度が作られていった。

第三に、この条例によって作られたシステムが、きちんと

込む本質が強く、外部の専門職と一緒にやることについて逃げ腰な姿勢も根強い。専門性が相互に生かされるうつた対等な連携は、残念ながらあまり見たことがない。

発達がめざましいSNS(ソーシャルネットワークサービス)は、コミュニケーションのあり方を大きく変えています。中でも無料の通話アプリLINEを通じたトラブルがクローズアップされることが増えてきました。複数メンバーでチャット・通話できる『LINEグループ』を、多くの中高生も利用しています。

学年の約半数の生徒しか参加できないという学年LINEや、LINE外しなど…文字とスタンプだけのやり取りの中で生じる人間関係のもつれ・いじめが、ときに仲間外れに始まり、暴言・暴行など、深刻なトラブルに繋がってしまいます。

子どもたちのコミュニケーション方法・交友関係は、時代に合わせて変化します。面と向かって、相手の表情などを計りながら会話をすることの大切さを改めて思うとともに、子どもの変化に気づきSOSを受ける難しさを痛感させられます。

幾多の裁判傍聴を通じて、感じたことがあります。裁判に途方もないエネルギーが必要とされることはもちろん、裁判という司法的解決の手段が、ときに、“死人に口なし”として、故人や遺族の人権を著しく踏みにじるという現実です。

たとえばいじめ自殺事件では、一人の生徒の「死を以ての抗議」に耳を貸さないばかりか、在校生を不安にさせないための配慮が優先されるのが、一般的な対応です。そこには、学校運営上の効率を不適に重んじる、行きすぎた“事なき主義”が存在します。

いま教育に最も求められているのは『人権意識』を養うことです。人権感覚に根ざした『自立』を、子どものみならず学校関係者、保護者、その他、子どもの成育・生育に関わるすべての人が学ばなければ、社会の歪みは、増すばかりです。

学校でのトラブルに直面した際、その解決手段は必ずしも、裁判だけではありません。学校や教育委員会との話し合いを通じて、すべての子どもが安心して学べるための方途を共に探ることも、重要な道ではないでしょうか。（事務局長 浅見洋子）

2015年2月28日(土)
讀賣新聞記事 ↓

早稻田大教授
喜多明人氏



子どもの権利条約総合研究所代表。1998～2000年、川崎市子ども権利条例調査研究委員会座長。専門は、子どもも支援学、教育学。編著に「子どもにやさしいまちづくり」。65歳。

と機能していたかを検証する
必要がある。子どもの権利侵害
の相談・救済機関「人権オブ
ンプレスパーソン」は、役割を
果たす機会があったのか。学
校と関係機関をつなぐスクー
ルソーシャルワーカーは、派
遣要請があればすぐに行つた
はずだが、どうだったのか。
教師という教育の専門職、
スクールカウンセラーという
心理の専門職、スクールソー
シャルワーカーという福祉の
専門職が連携することについ
て、日本ではまだ経験が不足
している。学校に問題を抱え



公開学習会 報告

* 第7回 (2014年12月12日)

『日和幼稚園 東日本大震災時の被災事故裁判』

第1報告 判決を読んで
村元 宏行 氏 (法政大学講師)

第2報告 裁判原告として
佐藤 美香 さん ほか 元日和幼稚園保護者



〔学習会の様子〕 報道各社の取材も入り、非常に多くの参加者が、事件を振り返るとともに、再発防止について共に考えました

村元 宏行 氏

宮城県石巻市で東日本大震災の津波に幼稚園の送迎バスが呑まれ、10時間後の火災で犠牲になった園児5人中4人の遺族が園に損害賠償を求めた訴訟は、2014年12月3日、高裁で和解が成立しました。

裁判では園の安全義務違反が指摘され、子どもの命を預かる施設の防災対策・意識の向上が求められました。

第1報告では、村元氏による法的論点の整理や問題提起を受け、弁護士・研究者を交えて意見交換を行い
続く第2報告では、保護者の皆さんから、裁判に踏み切った経緯や現在までの心境が語されました。



* 学習会の詳しい報告を、『季刊教育法』(エイデル研究所発行)に連載しています。ぜひ、お読みください。

(学校安全コーナー「子どもが安心して学ぶ権利の保障のために」)

2015年3月号(Vol.184) 鹿野真美弁護士 (安全ネット運営委員)
「3・11を忘れない!園バスの中で短い命を終えた園児たち

日和幼稚園(宮城県石巻市)事故裁判について

2015年6月号(vol.185) 原田敬三弁護士(同 副代表)
第8回公開学習会の報告を掲載予定

学校事故・事件で我が子を失くした保護者が裁判に立ち上るとき、親は、『我が子は、なぜ命を終えなければならなかったのか。真実を知りたい』という一心で訴訟に踏み切れます。

しかし証言台に立つ関係者は一様に「わかりません」「そんな事実は、確認できません」「覚えていません」などと繰り返すばかり。

真実にたどり着くことはおろか、裁判が進行する中で、ときに地域から孤立して、信じてきた学校や幼稚園、保育所に裏切られた思いに傷つけられ二重三重の被害を被ることになります。こうした不条理な悪循環は、どこから来るのでしょうか。

「裁判でも明らかにできないなら、どうやって真実を知ればよいのでしょうか」という遺族の声が、耳から離れません。

* 第8回 (2015年3月6日) 『学校安全とスクールソーシャルワーカーの仕事』

社会福祉士 精神保健福祉士としても、長らく福祉の現場で子どもの安全に携わっている竹村睦子氏(一般社団法人『子ども 若者応援団』代表理事)から、子どもの安全に関するスクールソーシャルワーカーが果たす役割について、お話をいただきました。

* * * *

スクールソーシャルワーカー(SSW)は、各地方自治体の教育委員会指導課の教育主事の下で自治体のために働く“福祉職”です。校長の依頼や、市民からの相談、家庭支援センターや児童相談所など、関係機関からの相談を受けて活動します。

いじめ・不登校・中退・ひきこもりのほか、義務教育が終わった以降の“孤立”も大きな社会的課題となっています。近年では、発達障害や、家庭養育の困難、子どもの貧困も目立つそうです。



学校事件・事故を担当している弁護士が複数参加。講師のアドバイスも聞きながら日頃の思いを語りあいました

*『子どもの代弁者』

心理職であるスクールカウンセラーが、カウンセリングを通じて児童・生徒の問題解決を図るのに対してSSWは主に福祉の観点から、子どもを“生活者”として理解して、学校寄りでも保護者寄りでもない“第三者”的立場で、子どもだけでなく環境にも働きかけます。また、学校に行けない状況にある子どもが利用できる“資源”も、積極的に開拓しています。



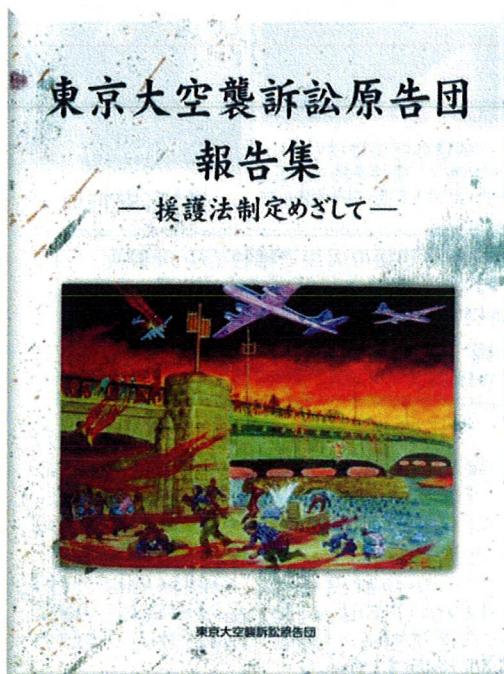
*『非日常の存在』としてのSSWが作る、『切れ目のない支援』

子どもを取り巻く問題状況は複雑で、回復の過程には個人差もあり、解決には時間がかかりますが、SSWによる直接の支援は、3ヶ月を目安に区切りをつきます。子どもの環境に、必要な資源を取り入れ、“バトンを渡せる資源をたくさん作ること”が、SSWの役割なのです。

* * * *

子どもの支援に携わる人たちの“ネットワーク”作りは、安全ネットにとって非常に大きな課題です。福祉の観点で、教育の仕組みを揺さぶる実践を重ねているSSWからのメッセージに、多くのことを学びました。

安全ネットがお薦めするこの一冊！ Vol.5



2015年3月10日発行 A4版・160ページ
発行元 東京大空襲訴訟原告団 TEL・FAX 03-3616-5531
e-mail tokyokusyu@coral.bforth.com
価格 1,500円+送料

1945(昭和20)年3月10日の東京大空襲では、わずか2時間あまりのあいだに、推定10万人の民間人が命を落とし、100万人が被災者となりました。62年目の2007年3月、112人の被害者原告団と110人もの弁護団が、国に対し、謝罪と損害賠償を求めて提訴しました(第1次提訴 '07/3/9、第2次提訴 '08/3/10)。

民間人の戦争被害者が国を被告として起こした初の集団提訴から6年2ヵ月後の、2013年5月、最高裁判所による上告棄却決定で敗訴が確定しました。「人間回復を求める裁判」(中山武敏団長)は、司法による救済拒否によって終結したのです。

しかし、この裁判の歴史的意義の大きさは、計り知れません。戦争被害は、終戦によって終わるものではありません。この訴訟を通して、空襲を含めた戦争が民間人にもたらす被害の大きさと傷の深さ・重さそして戦時及び戦後において民間人の被害に対する救済を行おうとしない国の姿が、明らかになりました。

戦争が起きたときもっとも深刻な被害を受けるのは、弱い立場にある子どもたちです。あの戦争を経験した“子どもたち”は、人生を狂わされ、大きな傷を抱えながら戦後を生きてきました。この報告集には、様々な立場から裁判を支援した人たちの言葉と共に、戦後を生きてきた“子どもたち”的声が収められています。

すべての子どもが安心して安全に成長し、自分らしい人生をまとうするために、いま、私たち大人は何をすべきなのか。共に考えましょう。

* 購入のお申込みは、発行元まで
電話・ファックス・メールでお願いします

◆ 報告集より 『姉のすべてを奪った空襲』 広瀬 英治

昭和20年4月15日、B29約200機によって京浜西南部が夜間焼夷弾爆撃を受け、大森(現大田区)の自宅は火の海となり、父と母と姉は逃げました。しかし姉(広瀬シン・88歳)は全身やけどの無残な姿になりました。やけどの跡がまるで洗濯板のように肉が盛り上がり、体全体のやけどはそのまま固まり、手の指はくつついたままになってしまって、顔はまるで「四谷怪談」のお岩のようになって、「おばけ」「きちがい」「馬鹿女」と心ない人たちから罵詈雑言を浴びせられました。空襲の影響で、脳血管性痴呆症になり、知能は2,3歳程度、そのうち癲癇を起こすようになりました。父も母も大やけどを負ったが命は助かりました。しかし両親は25年前に亡くなり、その後長男の私が姉を介護しております。

殺されるのに果して区別はあるのでしょうか。被害に区別はあるのでしょうか。それにもかかわらず、戦後ずっと差別されてきました。被害者も家族もどれほど辛い人生でしょうか。姉の顔や体のやけどの皮膚は一生取れず、知的障害者として認定され、現在も介護を受け続ける身です。空襲は姉からすべてを奪い、私の人生のほとんどは姉の介護に費やされてきました。それだけではなく、現在も国から謝罪の言葉と補償はありません。私と姉にとって、残された時間はわずかです。「空襲被害者等援護法」に最後の望みをかけています。

☆学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463

加入者名 学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先

学校安全全国ネットワーク

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

E-mail uta@yoko-no-heya.jp

HP <http://gakouanzen-network.com>



事務局所在地

〒102-0071
東京都千代田区富士見
2-7-2
ステージビル1706号
南北法律事務所 内